

兵庫県警察災害派遣隊規程を次のように定める。

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県警察災害派遣隊（以下「災害派遣隊」という。）の編成、運用等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模災害 自然現象、事故等により生ずる大規模な被害をいう。
- (2) 大規模災害発生時等 大規模災害が発生し、又は大規模災害が正に発生しようとしている場合をいう。
- (3) 被災地等 被災地又は被災が予想される地域をいう。
- (4) 被災地警察 被災地等を管轄する都道府県警察をいう。

(任務)

第3条 災害派遣隊は、国内における大規模災害発生時等に、被災地警察を管理する都道府県公安委員会からの援助の要求により派遣され、当該都道府県公安委員会の管理の下に、主として次に掲げる活動を行うことを任務とする。

- (1) 情報の収集及び連絡
- (2) 避難誘導
- (3) 救出救助
- (4) 検視、死体見分及び身元確認の支援
- (5) 緊急交通路の確保及び緊急通行車両の先導
- (6) 行方不明者の搜索
- (7) 治安の維持
- (8) 被災者等への情報伝達
- (9) (1)から(8)までに掲げるもののほか、派遣先の都道府県警察の長が特に必要と認める活動
(災害派遣隊の編成)

第4条 災害派遣隊は、大規模災害発生時等に直ちに被災地等に派遣され、原則として派遣先警察から宿泊所の手配、物資の調達等の支援を受けることなく活動する即応部隊及び大規模災害発生時等から一定期間が経過した後に派遣される一般部隊により構成する。

(即応部隊の区分)

第5条 即応部隊は、広域緊急援助隊、広域警察航空隊及び緊急災害警備隊に区分する。

2 広域緊急援助隊は、広域緊急援助隊警備部隊（以下「警備部隊」という。）、広域緊急援助隊交通部隊（以下「交通部隊」という。）及び広域緊急援助隊刑事部隊（以下「刑事部隊」という。）に区分する。

3 警備部隊は、被災情報の収集及び連絡並びに被災者の避難誘導及び救出救助を行う。

4 交通部隊は、交通情報の収集及び連絡、緊急交通路の確保、緊急通行車両の先導その他の被災地等における交通警察活動を行う。

5 刑事部隊は、検視、死体見分及び遺族対策を行う。

6 広域警察航空隊は、警察用航空機による被災情報の収集及び連絡、被災者の救出救助、救援物資の輸送等を行う。

7 緊急災害警備隊は、被災者の救出救助、行方不明者の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備その他の被災地等における警備警察活動及び派遣先の都道府県警察の長が特に必要と認める活動を行う。

(即応部隊の班の設置)

第6条 警備部隊に、次に掲げる班を設置する。

(1) 先行情報班 救出救助班等に先行し、被災状況、道路状況等に係る情報その他の広域緊急援助隊の部隊活動に必要な情報の収集及び報告に当たる。

(2) 救出救助班 被災者の救出救助、避難誘導等に当たる。

(3) 隊本部班 食料、飲料水等の調達、管理及び配布、広報活動、被災地警察との連絡調整その他の当該部隊の災害警備活動全般に係る活動の支援に当たる。

2 前項に掲げる班のほか、警備部隊のうち、高度な救出救助能力を有する者として指定を受けたもので編成する特別救助班を設置する。

3 交通部隊に、次に掲げる班を設置する。

(1) 先行情報班 交通対策班及び管理班に先行し、緊急交通路として確保すべき道路の被災状況等の情報の収集及び報告に当たる。

(2) 交通対策班 緊急交通路として確保すべき道路の応急対策、緊急交通路の交通規制及びその担保措置、緊急通行車両の先導等に当たる。

(3) 管理班 食料、飲料水等の調達、管理及び配布、最新の交通情報の収集、広報活動、被災地警察との連絡調整その他当該部隊の災害交通対策全般に係る活動の支援に当たる。

4 刑事部隊に、次に掲げる班を設置する。

(1) 検視班 遺体安置場所における検視又は死体見分に当たる。

(2) 遺族対策班 被災者等の心情に配慮した上で、遺体安置場所における遺族等への遺体の引渡しに当たるとともに、災害警備本部、特別生活安全部隊行方不明者情報管理班等と連携し、遺族等への安否情報の提供に当たる。

(一般部隊の区分)

第7条 一般部隊は、特別警備部隊、特別生活安全部隊、特別自動車警ら部隊、特別機動捜査部隊、身元確認支援部隊及び特別交通部隊に区分する。

2 特別警備部隊は、行方不明者の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備その他の被災地等における警備警察活動及び派遣先警察署の長が特に必要と認める活動を行う。

3 特別生活安全部隊は、相談の受理並びに行方不明者に係る情報の収集及び整理を行う。

4 特別自動車警ら部隊は、警ら用無線自動車による警戒及び警ら、活動現場における広報等を行う。

5 特別機動捜査部隊は、事件発生時における初動捜査等捜査用の車両を用いた捜査活動を行う。

6 身元確認支援部隊は、死亡の蓋然性が高い行方不明者の家族等からの身元確認に資する情報及び資料の収集を行う。

7 特別交通部隊は、信号機の滅灯に伴う交通整理その他の被災地等における交通警察活動を行う。

(一般部隊の班の設置)

第8条 特別生活安全部隊に次に掲げる班を設置する。

- (1) 相談・防犯指導活動班 避難所等を訪問しての相談の受理及び防犯指導活動に当たる。
 - (2) 行方不明者情報管理班 行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号）等に基づき、行方不明者相談情報の収集及び整理に当たる。
- （即応部隊の編成）

第9条 即応部隊は、第13条の規定により指名する者をもって、次の各号に掲げるとおり編成するものとする。

- (1) 広域緊急援助隊は、広域緊急援助隊編成表（別表第1）のとおり編成し、所属別の差出区分は、広域緊急援助隊所属別差出区分表（別表第2）のとおりとする。
 - (2) 広域警察航空隊は、警備部警備課航空隊に属する警察職員のうち、指名を受けたものによって編成する。
 - (3) 緊急災害警備隊は、緊急災害警備隊編成表（別表第3）のとおり編成し、所属別の差出区分は、緊急災害警備隊所属別差出区分表（別表第4）のとおりとする。
- （一般部隊の編成）

第10条 一般部隊は、次の各号に掲げるとおり編成するものとする。ただし、これによりがたい場合は、主管部長（各部隊の事務処理を担当する所属が属する部の長をいう。）が関係所属の長と協議の上、編成するものとする。

- (1) 特別警備部隊は、大規模災害発生時等の状況に応じて警察庁が示す基準に従い、警備部機動隊、兵庫県警察管区機動隊及び兵庫県警察第二機動隊の隊員のうち、警備部長が指定するものによって編成するものとする。
- (2) 特別生活安全部隊は、大規模災害発生時等の状況に応じて警察庁が示す基準に従い、生活安全部門に属する警察官のうち、当該警察官が属する所属の長と協議の上生活安全部長が指定するものによって編成するものとする。
- (3) 特別自動車警ら部隊は、大規模災害発生時等の状況に応じて警察庁が示す基準に従い、地域部門に属する警察官のうち、当該警察官が属する所属の長と協議の上地域部長が指定するものによって編成するものとする。
- (4) 特別機動捜査部隊は、刑事部に属する警察官のうち刑事部長が指定するものによって、2交替制の場合については車両数2台及び隊員数8人、3交替制の場合については車両数2台及び隊員数12人で編成するものとする。
- (5) 身元確認支援部隊は、刑事部に属する警察官のうち、刑事部長が指定するものによって、身元確認支援部隊編成表（別表第5）のとおり編成するものとする。
- (6) 特別交通部隊は、交通部に属する警察官のうち、交通部長が指定するものによって、特別交通部隊編成表（別表第6）のとおり編成するものとする。

（自活の原則）

第11条 即応部隊は、原則として、食料、飲料水等の調達等について被災地警察の支援を受けることなく、自らが行うことを原則とする。

- 2 広域警察航空隊は、派遣人員、活動、装備及び航空機の搭載能力を考慮しつつ、機体カバー等野外で係留するための資機材を携行し、自活に努めるものとする。

（事務処理担当所属）

第12条 即応部隊及び一般部隊の運用に関する事務処理を担当する所属（以下「事務処理担当所属」という。）は、事務処理担当所属一覧表（別表第7）のとおりとする。

(即応部隊員に係る指名及び指名の解除)

第13条 即応部隊の各部隊の隊員（以下「即応部隊員」という。）に係る指名及び指名の解除については、警察本部長（以下「本部長」という。）が行うものとする。

2 本部長は、隊員の昇任、病気療養等真にやむを得ないと認める特別の理由が生じたときは、指名の解除をすることができる。

(即応部隊員に係る指名及び指名の解除の上申)

第14条 関係所属長は、即応部隊員に係る指名又は指名の解除の上申をするときは、次に掲げる事項に配意の上、行わなければならない。

- (1) 各部隊の各級指揮官となる幹部隊員については、人格見識及び指揮能力が優れていること。
- (2) 交通部隊の隊員については、交通部隊の任務等を踏まえ、年齢、気力、体力、経験及び運転技術から判断し、適任であること。
- (3) 刑事部隊の隊員については、意欲・能力を有するのみならず、心身ともに厳しい勤務環境に耐え得る健康状態にあること。

(即応部隊員の任期)

第15条 即応部隊の任期は、原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。

(一般部隊指揮官の指定)

第16条 一般部隊の各級指揮官となる幹部隊員については、人格見識及び指揮能力が優れている者を充てるように留意するものとする。

(招集等)

第17条 災害派遣隊の招集、待機及び派遣（以下「招集等」という。）は、本部長が次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 第3条に規定する任務を命ずる必要がある場合
- (2) 第20条に規定する訓練を行う必要がある場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本部長が必要であると認める場合

(大規模災害発生時等の措置)

第18条 警備部災害対策課長（以下「災害対策課長」という。）は、大規模災害発生時等においては、直ちに近畿管区警察局を通じて警察庁に対して被災状況等に係る情報の収集を行い、派遣に向けた準備を進めるとともに、当該派遣に関して近畿管区警察局に必要な連絡を行うものとする。

2 災害対策課長は、災害派遣隊の派遣に係る援助の要求（以下「援助の要求」という。）が予想される旨の通報を受けたときは、速やかに本部長に報告するとともに、関係所属長に通報するものとする。

(援助の要求に係る事務)

第19条 援助の要求に係る事務は、災害対策課長が行う。

(訓練の実施)

第20条 災害派遣隊の隊員等に対し、専門的かつ実戦的な訓練を計画的に実施し、士気の高揚及び練度の向上に努めるものとする。

(車両)

第21条 広域緊急援助隊及び緊急災害警備隊が使用する車両については、使用車両差出区分表（別表第8）に掲げる区分により差し出すものとする。

2 一般部隊が使用する車両については、各部隊の事務処理担当所属の長と関係所属の長とが調整の上、差し出すものとする。

(装備資機材の管理及び整備)

第22条 即応部隊員の装備資機材は、原則として、当該隊員の属する所属において、それぞれ保管するものとする。

2 関係所属長は、前項に規定する装備資機材を常に整備しておかなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成25年9月10日から施行する。

(広域緊急援助隊規程の廃止)

2 広域緊急援助隊規程（平成7年兵庫県警察本部訓令第12号。以下「広緊隊規程」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この訓令の施行の日前に、前項による廃止前の広緊隊規程第5条に規定する広域緊急援助隊員として指定を受けていた者は、この訓令第13条に規定する広域緊急援助隊員としての指定を受けた者とみなす。

4 この訓令の施行の日前に、附則第2項の規定による廃止前の広緊隊規程第5条に規定する広域緊急援助隊員として指定を受けていた期間については、この訓令第13条に規定する広域緊急援助隊員としての指定を受けていた期間とみなす。